

新しい住所の表し方

住所の表し方は、次のようになります。

戸建ての場合

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地

実施後 泉佐野市 〇〇町〇丁目 〇番 〇号
町名 街区符号 住居番号

※不動産や本籍を表す場合は、引き続き番地を使います。

団地、中高層建物の場合

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地 (棟番号 部屋番号)
(■—◆◆◆)

実施後 泉佐野市 〇〇町〇丁目 〇番 〇—〇号
町名 街区符号 住居番号
棟番号(又は基礎番号) 部屋番号

住所変更の手続きについて

住居表示が実施されますと、市役所関係の公簿の住所変更手続きの必要はありませんが、土地、建物などの不動産所有者の住所や法人の所在地、運転免許証その他の許可書、登録証などはみなさんで手続きをしていただく必要があります。

住居表示の実施に伴い、みなさんで **変更のお手続き** をしていただく主なもの

- 会社など法人の所在地
 - 銀行、株式、保険等の証書類
 - 土地、建物などの登記名義人の住所
 - 許可、認可、免許及び登録証等
 - 運転免許証
 - 個人番号(マイナンバー)カード
- など



泉佐野市

住居表示で わかりやすい街づくり

～町名・住所の表し方が変わります～



お問合せ
ご相談先

泉佐野市役所 総務部 市民課

Tel 072-463-1212(代)

E-mail simin@city.izumisano.lg.jp

はじめに

皆さんが現在使っている「〇〇 町 〇〇番地」で住所を表す方法は、町の境界が入り組んでいたり、地番が順序良く並んでいないなど、郵便配達や訪問者にも分かりにくく、お互いの日常生活で何かと不便な場合があります。

このような不便をなくすため、昭和37年5月に、公共の福祉の増進を図ることを目的に『住居表示に関する法律』が施行されました。

この法律に基づいて、合理的な住居番号で住所を表す新しい制度が生まれ全国の市街地地域で実施されています。泉佐野市においても、このような不便をなくすため、誰もが分かりやすい街づくりをめざした住居表示を進めています。

Q. なぜ、住居表示が必要？

A. 今までの町名・番地ではわかりにくいからです。

- 番地が順序良く並んでいない
- 一つの番地にたくさんの枝番がある
- 町の境界が複雑に入り組んでいる

もともと、番地は住所の表示を表すために設けられたものでなく、土地を表示するため付けられた符号なので、住所を表示するには不便なことが多くなっています。

<実例>

- ・土地の分筆、合筆は、土地所有者の事由とされているため、枝番・欠番・飛番ができ地番が順序良く整然としていない場合がある。
- ・町の境界が道路等と関係なく、土地の筆界で境界とされている所が多くあり、どこからどこまでが何町なのか分かりにくい。

町名と番地を頼りに現地を訪ねるときなど、場所が分かりにくく、なかなか見つからないで困ることが多いのが現状です。このような不便を解消するため、合理的な住居表示制度が国の施策として確立されました。

住居表示が整えられると・・・

-  火災や救急・防犯 **現場への到着が早くなります**
-  人を訪ねる時・訪ねられる時・・・ **住居表示板(町名・住居番号)で探せます**
-  郵便、小荷物・電報の配達 **確実にお届け出来ます**

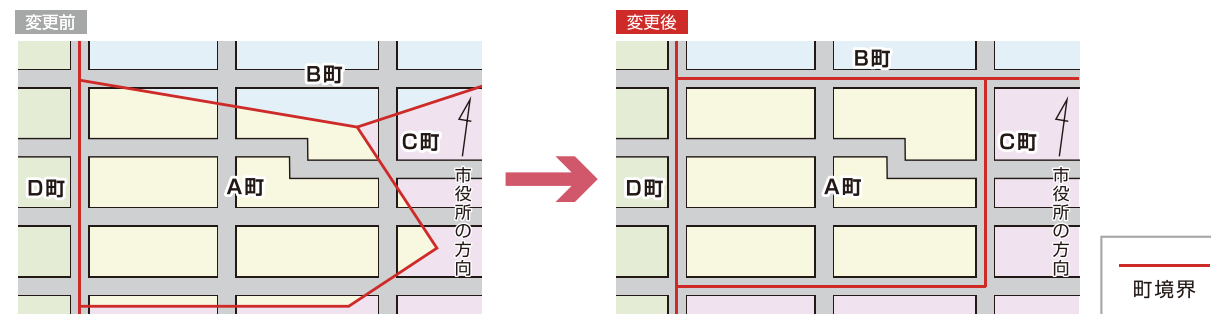
住居表示の方法

※『住居表示』とは、住所を誰にでも分かりやすく表示する方法として、住居番号という番号で住所を表す制度の事です。

今までの町名番地では分かりにくいため、新しく町名・街区符号・住居番号によって住所を表すようにします。※不動産や本籍を表す場合は、引き続き番地を使います。

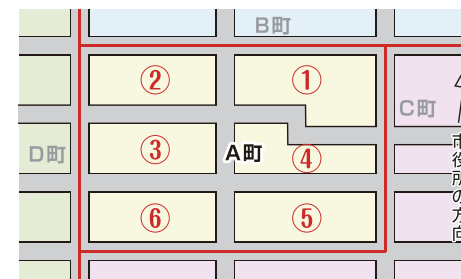
1. 町・丁目を決めます(新町名を決めます)

町・丁目の境は、恒久的な道路や河川など誰にでも分かりやすい所で区切ります。



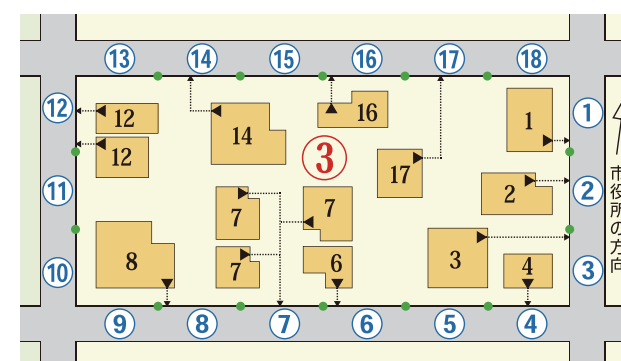
2. 街区に分けます(街区符号)

各町(丁目)の中を道路などで囲まれた区域に分割(街区)し、泉佐野市役所を中心とし、その中心に最も近い街区を起点として原則蛇行式に順次街区符号を付けていきます。



3. 建物に番号を付けます(住居番号)

各街区の周りに10m間隔で基礎番号を付けます。基礎番号は、市役所に最も近い街区の角を起点として原則右回りに順次番号を付けます。建物の出入口のある場所の基礎番号が「住居番号」となります。



③	街区符号	街区ごとに蛇行式につける
●—●	基準点	10m間隔で右廻りにつける
⑤	基礎番号	基準点から原則として右廻りに次の基準点まで順次つける
2	住居番号	それぞれの建物にその出入口が何番の基礎番号に面しているか、その面している基礎番号が住居番号となる
▶—▶	出入口または出入口からの通路	

- 例えば、8号の家を探すには、街区の東北の角から右回りで約80メートル歩けば目的の家に到達することができます。
- ※基礎番号については10m間隔が基本ですが、住宅が建て込んでいる地区では、宅地の区画にあわせて住居番号を付番している所もあります。
- ※同一番号になる場合は、住居番号に枝番号を付番します。